

様式第十八の四（第11条の3第3項関係）

認定事業適応計画の概要の公表

1. 認定の日付

2022年4月20日

2. 認定事業適応事業者の名称

ニチアス株式会社

3. 認定事業適応計画の内容

(1) 事業適応に係る事業の目標

当社は、地球温暖化の原因である温室効果ガスの発生・排出を削減することは企業の社会的責任であると認識し、そのための取り組みを積極的に進めることが、サステナビリティ経営に寄与し、企業の持続的成長を実現するものと考えます。

これらを踏まえ、2021年4月1日に、「ニチアスグループは全事業場が排出する二酸化炭素排出量を2050年までに実質ゼロとする」、カーボンニュートラル宣言を制定致しました。

この宣言を確実に達成するため、①脱炭素につながるものづくりへの転換、②グループ全事業場での省エネルギーのさらなる推進、③太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの積極的活用を実施し、製品の製造時に排出されるCO2を減少させていくことで付加価値の創出と環境への負荷低減を両立させていきます。

(2) その事業の生産性を相当程度向上させること又はその生産し、若しくは販売する商品若しくは提供する役務に係る新たな需要を相当程度開拓することを示す目標

2022年度より事業適応を開始し、2023年度（目標年度）までに、当社における事業者全体単位での炭素生産性を、11.9%向上することを目標とする。

(3) 財務内容の健全性の向上を示す目標

2023年度（計画終了年度）に、経常利益を計上することを目標とする。

(4) 事業適応の類型

エネルギー利用環境負荷低減事業適応

(5) 計画の対象となる事業（日本標準産業分類における中分類名称及びその分類コード）

窯業・土石製品製造業（21）

（選定の理由）

計画の対象となる事業は、主に建材製品を製造するものであるため。

(6) 事業適応の具体的内容

当社は2030年度CO2排出量を2019年度比30%削減にむけて、製造時に二酸化炭素を多量排出する製品の省エネ、エネルギー転換、再生可能エネルギーの導入、また製品そのものを低エネルギーで製造できるものへのシフトを行い、炭素生産性の高いモノづくりに変革しつつある。

今般、新フロア材の開発が完了し、結城工場で製造設備をたちあげることとなった。これにより、二酸化炭素多量排出製品である窯業系フロア材の羽島工場での生産終了することになる。新製品設備導入と生産中止により、約2,700t-CO2を削減でき、炭素生産性を向上させる。本活動は計画1年度目（2022年度）の活動となる。

一方、袋井工場で、中長期的に成長を続ける半導体市場の需要拡大に向け、ふっ素樹脂製品の増産体制を構築すべく、PFAチューブ押し出し機を導入する。当社は、日本で初めてふっ素樹脂の成型加工による製品を開発し、ふっ素樹脂の特性を活かした高付加価値の製品製造に強みを有するため、本設備導入により付加価値額の増加が見込まれることから、炭素生産性を向上させる。本活動は、計画1年度目（2022年度）の活動となる。

そのほか、計画1年度目（2022年度）は、以下取組の実施を通じて、高付加価値製品の製造等により付加価値額を増加させ、燃料転換や省エネ設備の導入及び太陽光パネルの設置等によりCO2排出量を減少させることで、炭素生産性を向上させていく。

- ・羽島工場：横型マシニングセンタ及び5軸加工機の更新
- ・郡山工場：乾燥炉のガス化（燃料転換）
- ・結城工場：太陽光パネルの設置
- ・鶴見工場：工場内空調機の一括省エネ
- ・浜松研究所：購入電力の非化石化に取り組む

(7) 事業適応の開始時期及び終了時期

開始時期：2022年4月

終了時期：2024年3月